

各指定医療機関代表者 様

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆
(札幌市保健所長事務取扱)

特定医療費(指定難病)及び小児慢性特定疾病の対象疾病の追加等について

平素より、本市の保健・医療行政の推進にあたり格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、特定医療費(指定難病)助成制度及び小児慢性特定疾病医療費助成制度における対象疾病が追加されましたので、このことを含めた数点につきご案内いたします。
大変お手数をおかけいたしますが、指定医等、関係する方々へご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 指定難病の疾病追加について

令和3年11月1日より5疾病が追加され、指定難病は合計338疾病となります。

また、既に対象となっている自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(告示番号288)について、同日より、この疾病の対象に自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症が追加されます。

告示番号	疾病名	備考
334	脳クレアチン欠乏症候群	新規追加
335	ネフロン癆	〃
336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	〃
337	ホモシスチン尿症	〃
338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	〃
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	既存疾病の対象に「自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症」を追加

※各疾病の臨床調査個人票や基準(診断基準・重症度分類)等については、厚生労働省の下記HPをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21649.html

2 小児慢性特定疾病の疾病追加等について

令和3年11月1日より26疾病が追加され、小児慢性特定疾病は合計788疾病となります。その他、疾病変更等も同日より適用されます。詳細は別添資料をご参照ください。

<令和3年11月1日からの小児慢性特定疾病の疾病追加等>

- (1) 疾病追加 26疾病
- (2) 疾病名変更 1疾病
- (3) 疾患群変更 1疾病
- (4) 疾病区分変更 1疾病

※(2)~(4)の3疾病については、令和3年11月より医療意見書が新様式となりますが、旧様式も令和4年12月末(予定)まで使用可能です。

3 医療費助成の開始日について

従来よりご案内しておりますとおり、特定医療費（指定難病）助成制度と小児慢性特定疾病医療費助成制度は、このたび追加された疾病を含め、認定となった場合は、いずれも、申請日に遡及して医療費助成を開始します（申請日より前の医療費は対象外です。）。

このため、診断の目途が立ち、申請が可能となった患者様につきましては、早期申請に向け、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

なお、申請先は各区保健センターとなりますので、申請方法や申請書類等がご不明な場合は、事前に住所区の保健センターへ相談するようご案内願います。

特に、小児慢性特定疾病については、医療意見書の作成に時間を要する場合や、来庁の予定が立たない等の場合には、お早目に住所区の保健センターへ電話相談するようご案内願います。

4 特定医療費（指定難病）受給者証の有効期限延長について

札幌市では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、下記のとおり、特定医療費（指定難病）受給者証の有効期限を3か月自動延長（読み替え）しております。

10月に入り、読み替えがなされず、受給者証が適用されなかった事例も一部届いているため、関係の方々にあらかじめご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。



5 特定医療費（指定難病）受給者証の更新申請について

今年度の特定医療費（指定難病）受給者証の更新申請期間は、先にご案内しておりますとおり、令和3年9月1日～12月28日の約4か月間となっており、各医療機関の皆様の多大なるご協力により、現在、順調に更新申請が行われているところです。

今回の更新申請では、臨床調査個人票の作成日が令和3年4月以降のものを有効としておりますので、引き続きご配慮くださいますようお願い申し上げます。

6 添付資料

別添として、このたびの対象疾病の追加等を1枚にまとめたチラシを作成いたしましたので、関係の方々への周知等でご活用ください。

7 備考

本通知内容は、札幌市公式ホームページの下記に掲載しております。

(URL) https://www.city.sapporo.jp/eisei/nanbyo/isi_iryokikan.html

ホーム> 健康・福祉・子育て > 医療 > 難病への対策や取り組みについて > 医師・医療機関の皆様へ

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル

札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係

TEL 011-622-5153 FAX 011-622-7223